

## 栃窪沢筋外CM業務委託（砂防施設） 特記仕様書（案）

### 第1条 目的

本業務は、栃窪沢筋外における砂防施設整備事業及び新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（法指定）の法指定の施行にあたり、基本計画、設計業務監理、関係機関等調整、工事発注計画、法指定の各段階におけるマネジメント業務（事業の最適化、関係機関との調整（住民説明会や問合せ対応を含む））を行うことを目的とする。

### 第2条 業務の場所

#### 砂防事業

- ・ 栃窪沢筋外砂防施設整備事業（いわき市内）  
（栃窪沢筋、白水沢筋、川平沢筋、川平沢左支上流、鬼ヶ沢筋、宮川（流木対策）、峰根川（流木対策）、土砂・洪水氾濫災害リスク、土砂災害防止法に基づく基礎調査）
- ・ 新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所（法指定）（いわき市内）

### 第3条 業務内容及び概要

別表1「業務内容表」、別表2「業務工程表」に示す業務内容について、下記の段階毎に業務を行う。

- ①基本計画段階
- ②設計発注段階
- ③関係機関等調整段階
- ④工事発注段階

### 第4条 CMRに委任する業務

発注者は、監督行為の一部を管理技術者及び担当技術者から組織されるCMRに委任する。

なお、監督行為の最終決定は監督員を含めた発注者が行う。

### 第5条 CMRが実施する業務

CMRは次の事項を実施しなければならない。

- (1) CM方式対象事業の設計の管理・監督を含む支援等を実施すること。
- (2) CM方式対象委託業務受注者に対する総合監理を実施すること。
- (3) CM方式対象委託業務受注者からの求めがあったときは、必要な事項について監督員と協議すること。

### 第6条 打合せ

打合せ時期及び回数は以下のとおりとし、必ず管理技術者が出席すること。

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ①業務着手前           | 1回     |
| ②業務中間時（中間業務報告）   | 2週間に1回 |
| ③成果品納入時          | 1回     |
| ④その他、発注者が必要と認めた時 |        |

なお、中間業務報告時には、日々の業務状況を報告する。

#### 第7条 業務の対象及び体制

- (1) 本業務の対象事業は、「第2条 業務の場所」に記載のとおりとし個別事業の詳細については別途指示する。
- (2) 関係機関等より協議等を求められた場合などで、同時間に重複する業務が発生した場合は、同時に業務ができる体制を整え実施するものとする。
- (3) 担当技術者の想定人数は2人（常駐）とする。  
なお、担当技術者は管理技術者を兼務出来ないものとする。
- (4) 担当技術者は、契約締結後15日以内から履行期限まで、福島県いわき建設事務所内にて業務を行うものとする。ただし、事務所内での業務が困難な場合は、別途、発注者と協議すること。
- (5) 休暇、早退、遅刻等を行う場合は、事前に監督員に報告すること。
- (6) 本業務は原則、契約変更は行わないものとするが、第12条に該当する場合はこの限りではない。

#### 第8条 積算基地

本業務における積算上の基地（以下、積算基地）の取扱いは以下によるものとする。

管理技術者の打合せ等に要する旅費交通費算出のための積算基地は、受注者の本支店等が所在する市役所等とし、契約後の積算基地の変更は行わない。

また担当技術者の通勤等に要する旅費交通費算出のための積算基地は、担当技術者毎に設定し、必要に応じて変更する。

#### 第9条 成果品

- (1) 本業務は、業務計画書にしたがって以下の資料を含む成果品を発注者に提出する。
  - ・業務中にマネジメントした事項の目的、経緯、結果等がわかる資料
  - ・その他発注者が必要と認めるもの。
- (2) 成果品の部数は以下の通りとする。
  - ・電子成果品（電子媒体（CD-R）、内1部は製本版に添付） 2部
  - ・製本版（ファイル綴じ）成果品（A4判、報告書、図面折込） 1部
- (3) 電子成果品に当たっては福島県が策定した「福島県電子納品ガイドライン（案）」に基づき電子データを作成し、ウイルス対策を実施した上で納品すること。

#### 第10条 行政情報流出防止対策の強化

- (1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策を

- とらなければならない。
- (2) 受注者は、共通仕様書に定める「行政情報流出防止対策の基本的事項」を遵守しなければならない。
- (3) 発注者は受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

#### 第11条 秘密の保持

受注者は本業務のために発注者より貸与された資料及び本業務で知り得た事項や成果について、発注者の許可無く他に公表や貸与してはならない。

#### 第12条 契約内容の変更

契約内容の変更については、業務の実施体制を変更する必要がある場合に、発注者と受注者の協議により行うものとする。

#### 第13条 技術者の変更

管理技術者及び担当技術者は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き変更できない。ただし、下記条件を全て満たす場合にはこの限りではない。

- (1) 変更する技術者について、変更前の技術者と同等以上の資格・実績等を有していること。
- (2) 発注者が認めた者であること。
- (3) 技術者の変更協議が、変更日の2ヵ月前までに行われていること。

#### 第14条 事務所内立入許可証

- (1) 受注者は、発注者施設内で業務を行う場合は、監督員に発注者施設内で業務を行う担当技術者の氏名、その期間などを報告し、事務所内立入許可証発行の確認を受けなければならない。
- (2) 発注者施設内で業務を行う担当技術者は、前項に基づき発注者が交付する事務所内立入許可証を携帯し業務に当たらなければならない。

CM業務委託		写真
<b>事務所内立入許可証</b>		
受注者名		
担当技術者氏名		
委託業務番号 第 - - 号		
使用期間 R . . ~ R . .		
事務所長許可印 ○○○建設事務所長 印		

#### 第15条 提出書類の様式

- (1) 受注者は、共通仕様書（業務委託編）に定める様式により書類を提出しなければならない。

- (2) なお、受注者が担当する委託業務において、CM方式対象委託業務受注者と書類を交わす際は、業務打合せ簿（様式-10(CM用)）、打合せ記録簿（様式-27(CM用)）を使用すること。

#### 第16条 中立公平性

受注者及び受注者と資本、人事面等において関連があると認められる者は、当該CM方式対象事業に係る測量及び調査、設計の入札に参加し、又は受注者となること（下請及び設計共同体等の構成員となること）ができないものとする。

#### 第17条 その他

- (1) 本業務の履行に当たっては、本特記仕様書に従うほか、本特記仕様書に定めのないものについては、福島県土木部が定めるCM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）を遵守する。

本特記仕様書、CM業務共通仕様書及び共通仕様書（業務委託編）に定めのない事項又は本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

- (2) 成果品の著作権（著作権）はすべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 業務着手後、技術提案内容の履行状況を確認するため、「第5条 打合せ等」の中間業務報告として「第9条 成果品」の業務記録の提出を求める。なお、中間業務報告にかかる費用は受注者の負担とし、契約変更対象としない。
- (4) 本業務の実施場所等については、以下のとおりとする。
- 1) 執務室は、福島県いわき建設事務所内を予定しているが、事務所内での業務が困難な場合は、別途受注者がいわき建設事務所近傍に執務室を準備することとし、必要な経費については、別途協議のうえ、設計変更にて計上する。ただし、バックオフィスの執務室についてはこの限りではない。
  - 2) 庁舎を使用する場合における使用料、光熱費等については無償とする。
  - 3) 作業服、安全帽、安全靴等は、受注者が用意すること。
  - 4) 机、椅子は、発注者が用意する。
  - 5) 事務用品及び業務に必要なパソコン等は受注者が用意すること。

発注者・CM担当者・受注者の役割区分(参考)					
業務内容	項目	役割区分			備考
		受注者※1	CM担当者	発注者	
委託関係	基本計画	制約条件	作成・提出	確認	承認(決定)
		上位計画	作成・提出	確認	承認(決定)
		基礎調査結果	作成・提出	確認	承認(決定)
		許認可に関わる事前協議	作成・提出	提案	承認(実施)
		基本計画	作成・提出	確認	承認(決定)
		全体工程計画	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		事業全体予算	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
	設計業務監理	業務計画書/照査計画書	作成・提出	確認	承認(受理)
		全体設計計画の策定	作成・提出	確認	承認(決定)
		設計条件	作成・提出	確認	承認(決定)
		技術提案の審査	作成・提出	評価・報告	審査・承認
		VE提案の審査	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		最適案	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		設計変更事項の決定	作成・提出	検討・報告	承認(決定)
		設計変更の協議	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		全体工程管理	作成・提出	確認	承認(決定)
		設計者間の調整	作成・提出	確認・報告・(実施)	承認(実施)
		関係機関との協議	作成・提出	確認・報告・(実施)	承認(実施)
		用地	地元説明会	—	実施
用地交渉(計画・工事の説明)	—		実施	実施	
工事関係	施工監理	施工計画書	作成・提出	確認	承認(受理)
		品質計画	作成・提出	確認	承認(受理)
		施工体制	作成・提出	確認	承認(受理)
		材料	作成・提出	検討・報告	承認(承諾)
		工事施工の立会	作成・提出	確認・報告	承認
		段階確認	作成・提出	確認・報告	承認(承諾)
		工事区間の調整	作成・提出	確認・報告	承認(実施)
		工事工程の確認	作成・提出	確認・報告	承認
		VE提案の審査	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		設計変更の協議	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		契約額設計変更の審査	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		工期変更の決定	作成・提出	検討・報告	協議(決定)
		関係機関との協議	作成・提出	検討・報告・(実施)	承認(実施)
		地元住民対応	作成・提出	検討・報告・(実施)	承認(実施)
		出来形の確認	作成・提出	評価・報告	承認(承諾)
		全体施工計画の作成	作成・提出	確認・報告	承認(受理)
		全体工程の管理	作成・提出	確認・報告	承認(受理)
		打合せ・協議	作成・提出	確認・報告	協議・指示
竣工図書の作成	作成・提出	確認・報告	承認		

※1 受注者とは福島県が発注する工事、または本業務を除く業務委託を受注したものをいう

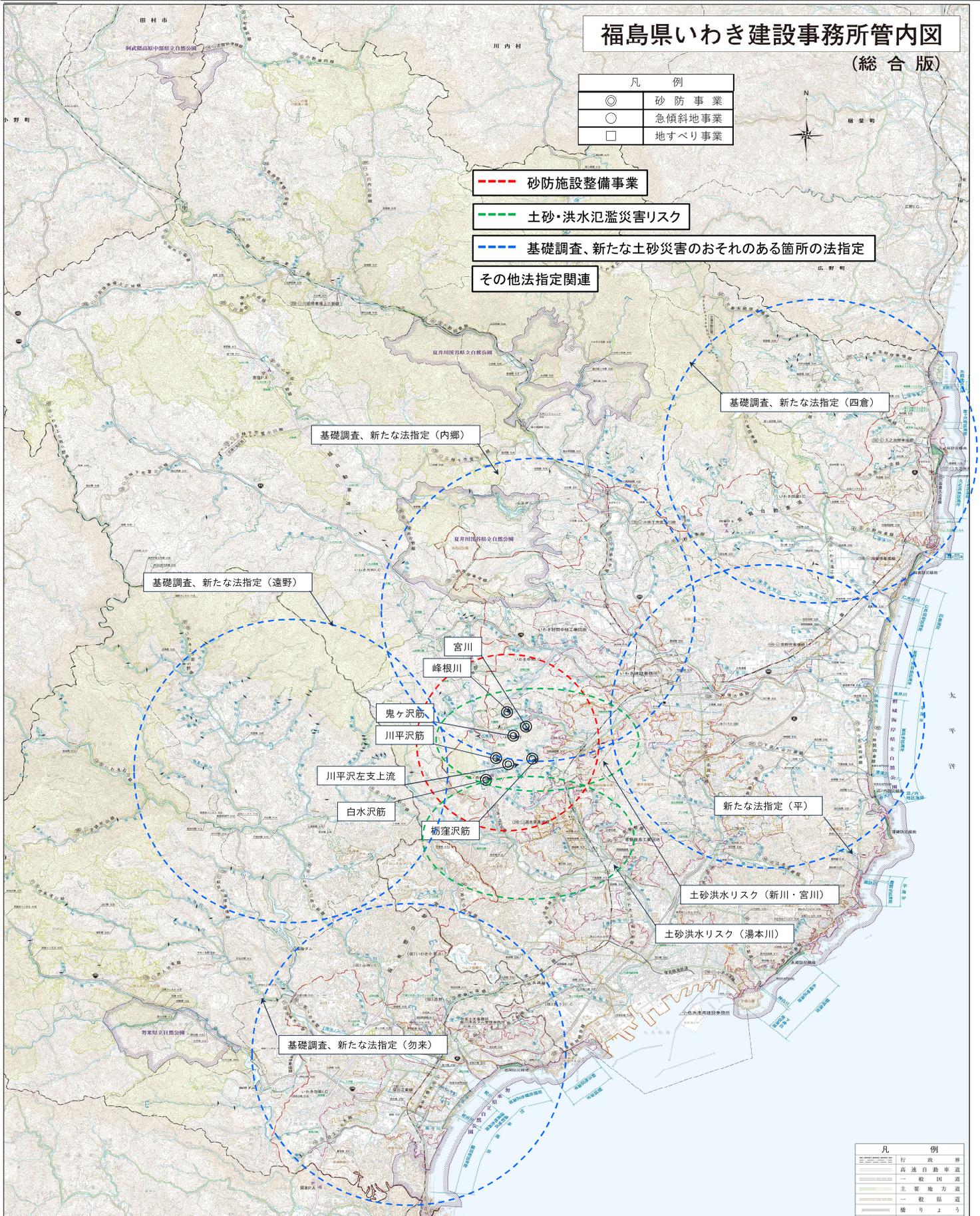


様式 - 27

### 打 合 せ 記 録 簿

第 回										項	/
発注者側	担当 部長	担当 課長	担当(主任) 主査	監督員	CM 担当	管理 技術者	担当 技術者	受注者側	管理(主任) 技術者	担当技術者	
事務所名								受注者			
委託業務の 名称								整理番号			
出席者	発注者側							場 所			
								日 時			
	受注者側							打合せ 方式	会議 ・ 電話 ・		
									( )		

# 栃窪沢筋外CM業務委託(砂防施設) 業務位置図





別表2「業務工程表」

栃窪沢筋外砂防施設整備事業

項目	内容	実施概要	令和8年度
1. 栃窪沢筋	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
2. 白水沢筋	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
3. 川平沢筋	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
4. 川平沢左支上流	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
5. 鬼ヶ沢筋	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
6. 宮川(流木対策)	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
7. 峰根川(流木対策)	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整、④工事発注	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、工事発注計画、設計者間調整	
8. 土砂・洪水氾濫災害リスク	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、設計者間調整	
9. 土砂災害法に基づく基礎調査	①基本計画、②設計発注、③関係機関等調整	全体工程計画の立案、詳細設計管理、関係機関等調整、設計者間調整	

新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所法の指定

項目	内容	実施概要	令和8年度
新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所法の指定	①基本計画、②設計発注、③標識設置の地元調整	全体工程計画の立案、基礎調査委託業務管理及び発注計画、関係機関調整(住民説明会、問合せ対応含む)、設計者間調整、区域指定標識設置地元調整、土砂災害危機意識向上業務	